

委第2号議案

ロシアによるウクライナ侵略に対する抗議決議

ロシアは、我が国を含む国際社会が強く自制を求め中、本年2月24日、ウクライナに武力攻撃、侵略を開始した。

ロシア軍によるウクライナへの侵略は、力による一方的な現状変更を認めない国際秩序の根幹を揺るがすとともに、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法違反であり、断じて容認することはできない。加えて、核を使用するなどの脅しとも言える発言は、唯一の被爆国として言語道断であり、絶対に許すことはできない。

すでに多くの市民の命が奪われ、停戦は世界中の人々が願うものであり、一刻の猶予もない。よって、本市議会は、今回のロシアによるウクライナ侵略に対し強く抗議するとともに、軍の即時撤収、国際法の順守を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月 日

桶川市議会

令和4年3月4日提出

桶川市議会議会運営委員長 佐藤 洋